

運営規程

養護老人ホーム信愛寮

社会福祉法人多摩同胞会

養護老人ホーム信愛寮運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩同胞会が設置する養護老人ホーム及び老人短期入所事業（以下総称して「ホーム」という。）の運営について必要な事項を定め、利用者の生活の安定及び自立した生活の充実並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ホームは、利用者に対し健全な環境のもとで食事、健康管理、衛生管理、生活相談および援助、設備の提供により、可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援することを目指すものとするとともに、社会復帰の促進に資する助言・指導に努めるものとする。
- 2 ホームの利用者が、介護保険の利用を希望した場合は、外部の介護保険サービスを利用することができるものとする。
- 3 老人短期入所事業は、利用者が施設を短期に利用することにより、居宅における生活能力を高めるとともに、利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、市(区)、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、老人福祉の理念と老人福祉法に基づく「養護老人ホームの人員及び設備及び運営基準」及び「府中市高齢者自立支援ショートステイ事業委託契約書」（以下「基準」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 ホームは、基準に示された所定の職員を満たした上で、次のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 副施設長等管理職 | 1名(基準外) |
| (3) 医師 | 1名(非常勤) |
| (4) 生活相談員 常勤換算で30：1を下回らない | 2名 |
| (5) 支援員常勤換算で15：1を下回らない | 4名 |
| (6) 看護師又は看護職員 | 1名 |
| (7) 管理栄養士又は栄養士 | 1名 |
| (8) 事務員 | 1名 |
| (9) 調理員 | 1名 |

- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、ホームの設置目的を達成するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の生活を統括する。

- (2) 医師は、利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導にあたる。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに当たる。また、次に挙げる利用者の自立支援のためのソーシャルワークを行う。
- ① 利用者の支援に関する計画の作成
 - ② 利用者又はその家族に対する相談、助言その他の援助
 - ③ 利用者の自立のための必要な指導及び援助
 - ④ 退所先と地域での支援の確保
 - ⑤ 社会生活上の便宜の提供
- (4) 支援員は、整理清掃、寝具整理、衣類管理、余暇活動、外出支援等、利用者の日常生活の介護および援助に当たる。
- (5) 看護師又は看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に当たる。
- (6) 管理栄養士又は栄養士は、献立作成、栄養計算及び食事記録、調理員の指導等の食事全般並びに利用者の栄養指導に当たる。
- (7) 調理員は、調理業務に当たる。
- (8) 事務員は、庶務及び会計事務に当たる。

第3章 利用定員等

(定員)

第5条 ホームの入所定員は、50名とする。

2 ホームの老人短期入所事業の利用定員は、4室4名までとする。

第4章 サービスの内容及び費用徴収等

(個別援助計画・老人短期入所利用計画の作成)

第6条 ホームは、利用者が自立した生活を営むことができるよう、利用者の意向と希望を尊重した個別援助計画を作成するものとする。

2 老人短期入所利用については、利用者及び家族等に施設計画の同意を得るものとする。

3 利用者が介護保険サービスを利用する場合は、利用者自らが契約した居宅支援事業者の支援専門員がたてた「居宅介護計画」と個別援助計画の整合に留意し、一体的な援助が実施できるように連携するものとする。

(自立生活の支援)

第7条 職員は、利用者の生活支援に当たっては、『自立』を基本とし、利用者又はその家族等に対して処遇上必要な事項を、理解しやすいよう説明を行うものとする。

(生活相談及び援助)

第8条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その生活の向上のための相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 利用者の退所後においても引き続き対応するものとする。

3 ホームは、認知症についての理解のもと認知症の人の尊厳を保証し、支援・介助を行うこととする。

(居室)

第9条 ホームの居室は1人室とする。

(食事の提供)

第10条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次の各号に掲げる時間をめやすとする。

(1) 朝食 8時00分から

(2) 昼食 12時00分から

(3) 夕食 18時00分から

3 前日までに利用者から連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能一定時間、食事の取り置きをすることができるものとする。

4 前日までに欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(入浴)

第11条 ホームは一週間に2回以上の入浴又は清拭が確保できるよう援助する。ただし、利用者に傷病がある場合、伝染性疾患の疑いのある場合など、医師等が入浴が適当でないと判断する場合にはこの限りではない。

(排泄、着替え、整容等)

第12条 利用者の心身の状態に応じて、また、個人のプライバシーを尊重の上、適切かつ必要な支援(介護)を適宜行うものとする。

(レクリエーション)

第13条 利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう教養娯楽設備等を備え、レクリエーションを行うものとする。

(健康保持)

第14条 医師又は看護師等は利用者の健康状態を把握し、健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存しておかなければならない。

2 ホームは利用者について、その入所時及び年2回以上の健康診断を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出又は同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(入院期間中の取扱い)

第16条 ホームの利用者が入院をする場合は、家族に連絡するとともに、その変動状況を実施機関へ報告するものとする。また、概ね3ヶ月以内に退院が見込まれる場合は、再びホームへ退院し、ホームの生活が回復できるよう援助する。

(費用徴収及び利用料)

第17条 ホームの利用者は、法令に定められた費用徴収額を実施機関に支払うものとする。

- 2 老人短期入所事業の利用料の額は、市の条例で定める老人短期入所利用料と食費の合計額とする。

第5章 ホームの利用に当たっての留意事項
(利用資格)

第18条 ホームの入所資格は、老人福祉法に基づく養護老人ホームの利用資格があつて、ホームの利用を希望し、入院治療及び重度の介護を必要とせず、実施機関の入所判定会議を経て措置された者とする。

- 2 老人短期入所事業は、ホームの利用を希望するものであつて、入院治療及び重度の介護を必要とせず、市の条例により利用できる者とする。

(利用及び手続きの同意)

第19条 ホームの利用に当たっては、本運営規程の概要、職員体制その他の重要事項等について適切に説明を行い、福祉事務所又は本人(家族等)から施設入所又は利用に対する同意を確認するものとする。

(生活時間の目安)

第20条 利用者は、健康と生活の安定のため食事、起床及び就寝時間を目安として相互の生活を尊重しあうこととする。

(外出及び外泊の届出)

第21条 利用者は、外出(短時間のものは除く。)又は外泊しようとするときは、その都度、外出及び外泊先、用件、帰苑する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

(来訪)

第22条 利用者は、外来者の訪問を受けるときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(施設及び設備)

第23条 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用したりしてはならない。

- 2 施設、設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

- 3 ホームは、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(健康留意)

第24条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第25条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、ホームに協力するものとする。

(ホーム内の禁止行為)

第26条 利用者は、ホーム内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で喫煙すること及び火気を用いること。
- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全と衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホーム若しくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。
- (6) 職員に対するハラスメント等により施設運営に支障をきたすこと。

第6章 緊急時、感染症、非常災害対策等

(協力医療機関との連携体制)

第27条 ホーム内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する次に掲げる医療機関等を協力医療機関とし、実効性のある連携体制を構築する。

(1) 協力医療機関名 医療法人社団慈恵会 府中医王病院

2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認する。

3 ホームの利用者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかにホームに再入居させることができるように努める。

(緊急時の対応)

第28条 利用者は、身体の状態の急激な変化等が発生した場合は、昼夜を問わず24時間、いつでも、職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員は、利用者から緊急の対応要請があった場合は、速やかに適切な処置を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理等)

第29条 事業所は、事業の提供に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、職員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染症及び食中毒対策)

第30条 ホームは、感染症及び食中毒の発生を予防し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するために、感染症対策委員会を設置し、概ね3か月に1回開催する。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症等対策委員会において随時見直す。

(3) ホームの職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) その他関係通知を遵守、徹底する。

(災害、非常時への対応)

第31条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練等を原則として月1回は実施する。そのうち年1回以上は自然災害訓練、夜間訓練又は夜間を想定した訓練とする。なお、自然災害訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 ホームの火災通報装置は、自動的に消防署に通報される装置となっていることを徹底する。
(業務継続計画の策定等)

第32条 ホームは、感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、職員に対して必要な研修を定期的実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的実施する。

2 ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 虐待の防止等のための措置に関する事項

(人権擁護・虐待防止)

第33条 ホームは、利用者の権利擁護及び虐待防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のために指針を策定したうえで、権利擁護虐待防止検討会議を概ね月1回開催し、協議された結果をもって会議委員が全体へ周知する。

(2) 人権の擁護、虐待防止のための研修を新規採用時及び年2回以上計画し、計画に沿って実施する。

2 ホームは、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等)

第34条 ホームは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び年

2回以上計画し、計画に沿って実施する。

第8章 その他の運営についての重要事項

(ハラスメント対策)

第35条 ホームは、適切な事業の提供を確保するため、職場での性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の従業環境が害されることを防止するため、方針を明確化する等の措置を講じる。

(秘密の保持)

第36条 ホーム及び職員は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する機関の命令による場合又は別に定める文書（個人情報提供同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

(相談体制)

第37条 利用者は、生活援助に対する意見、提案又は要望を申し出ることができるものとする。

2 職員は、随時、適切に相談に応ずるものとする。

(苦情対応)

第38条 ホームは、利用者及びその家族等からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、苦情受付担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

2 苦情受付窓口は、ホームの意見・要望・苦情解決システム【別紙1】に定める。

(事故防止及び発生時の対応)

第39条 ホームは事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる体制を整備し、その対策を講じるものとする。

- ① 事故防止に関する指針を規定する。
- ② 事故の原因追求、改善策を職員に周知徹底させる。
- ③ 事故防止対策委員会を設置する。
- ④ 事故防止のための職員研修を定期的に実施する

2 事故が発生した際には、速やかに予め定めたルールに従い必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第40条 職員の過失により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して取った対応を記録するとともに、損害賠償を速やかに行う。

(生産性の向上)

第41条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため生産性向上委員会を設置する。

(介護サービス情報の公表)

第42条 ホームは、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入口付近に掲示又はファイル等で閲覧できるようにするとともに、法人、ホーム等のホームページに掲載する。

第8章 雑則

(委任)

第43条 この規定の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

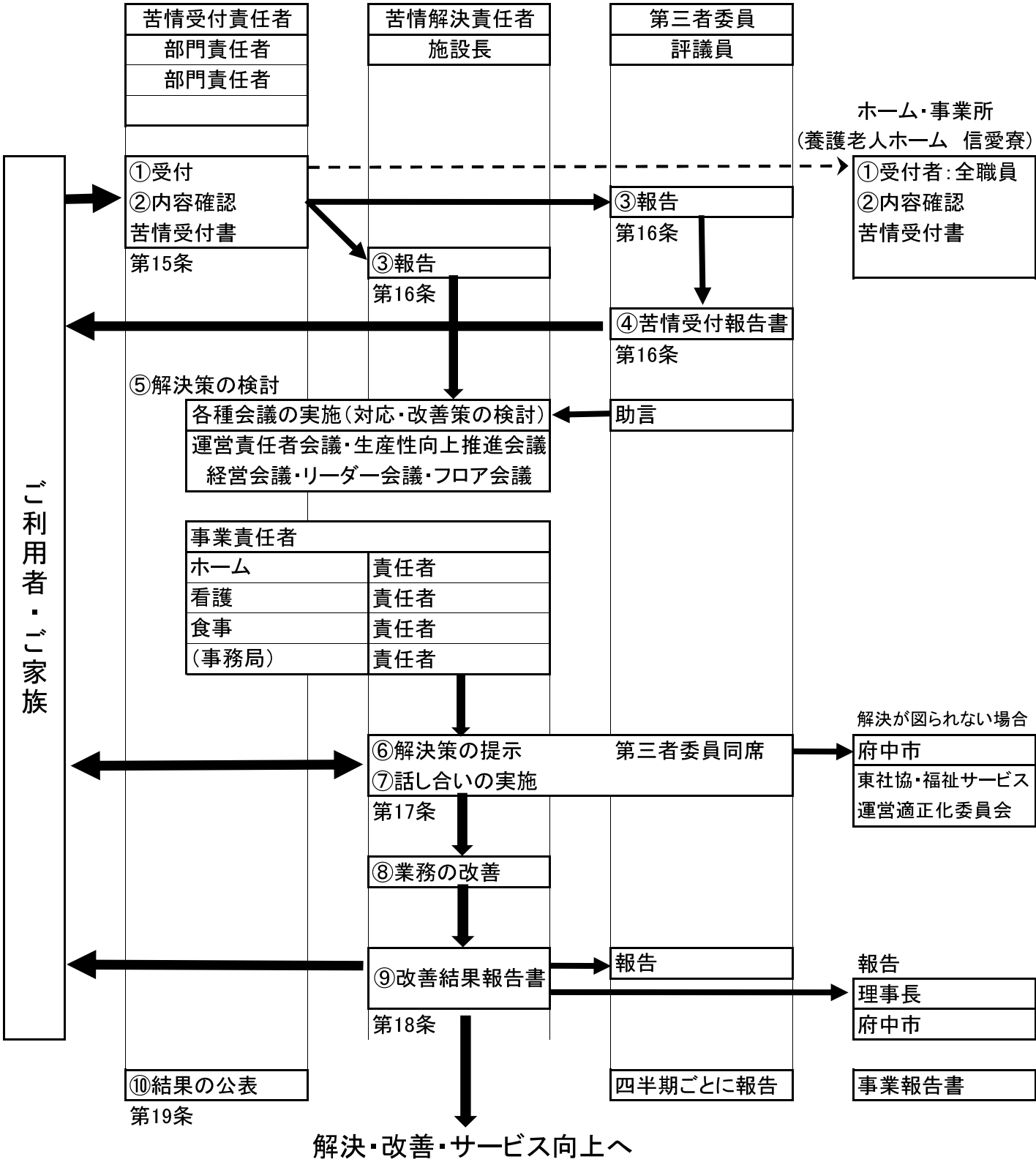
第44条 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人多摩同胞会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

施設の苦情解決システム

凡例 → 緑苑共通対応
--> 信愛寮対応



※当該担当者は各年度版緑苑事業計画書記載参照